

公益財団法人日本スポーツ協会
スポーツ医・科学研究資料の利用に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「当協会」という。）が定めた研究倫理規程に基づき、スポーツ医・科学委員会及びその下に設置された部会、プロジェクト等において収集した研究資料（以下、「スポーツ医・科学研究資料」という。）の利用に関することについて定める。

(利用対象資料)

第2条 スポーツ医・科学研究資料のうち、利用対象となるものは、アンケート、体力測定、メディカルチェック等によって収集された一次資料とする。

(利用対象者)

第3条 スポーツ医・科学研究資料を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 スポーツ医・科学委員会委員として委嘱された者
- 二 スポーツ医・科学委員会の下に設置された部会の部会員、もしくはプロジェクトの班員として委嘱された者
- 三 前2号の者の指導下であり、かつスポーツ医・科学委員会委員長に承認された者
- 四 当協会事務局規程第25条に定める研究職の身分を有する者
- 五 当協会事務局規程第25条に定める特別職及び一般職の身分を有し、かつスポーツ医・科学委員会委員長に承認された者
- 六 その他、スポーツ医・科学研究分野で特に優れた業績を有し、かつスポーツ医・科学委員会委員長に承認された者

(利用申請)

第4条 スポーツ医・科学研究資料の利用を求める者は、スポーツ医・科学委員会委員長に申請し、承認を得るものとする。

(研究成果の提出)

第5条 スポーツ医・科学研究資料を利用した者は、当該資料を用いて実施した研究の成果をスポーツ医・科学委員会委員長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、スポーツ医・科学委員会の議を経て行う。

附則

この規程は、令和2年9月23日から施行する。